

盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集【第1次募集分】に係るQ&A

質問の受付期間 平成30年4月17日から5月10日まで

回答の公表日 平成30年5月17日

No	施設区分	書類区分	Q	A
1	A 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	募集要項	既存施設の増床に当たり、増床する際に該当する既存建物の同時改修は、認められるか。	同時改修は、差し支えありません。ただし、「盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営基準等を定める条例（平成24年条例第66号）」等を遵守し、また、入所者に対し影響がないように配慮してください。
2	A 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	募集要項	「10 設置に対する補助制度」について、既存施設の増床に当たり、増床する階とは別の階に特殊浴槽を設置した場合に、開設準備経費補助制度の対象となり得るか。	平成30年度の補助制度の詳細は、現段階において確定していません。なお、平成29年度における介護施設開設準備経費等事業補助金については、「円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な備品購入費等」を対象としております。
3	C 認知症対応型共同生活介護	募集要項	開設時期が平成30年度となっていて、許認可申請期間として1か月間見ているが、平成31年1月末竣工、3月開設がリミットの認識でよろしいか？	開設時期については、募集要項2の募集Cの開設時期のとおりです。なお、募集要項4(1)に留意してください。
4	C 認知症対応型共同生活介護	募集要項	通所介護との併設を計画しているが、開設時期の調整は、認められるか？	No.3の回答と同じです。
5	C 認知症対応型共同生活介護	募集要項	8月末に合否結果が出たと仮定し、9月確認申請、10月着工、2月竣工、4月開設とするスケジュール変更は、認められるか？	No.3の回答と同じです。
6	F 特定施設入居者生活介護		現在、住宅型有料老人ホームを運営中で、既存の施設内で十数床の応募を考えているが、現在の入居者を居室移動させることなく、部屋単位で特定施設対象者専用の部屋としての登録は、可能か。「階ごと」の登録となるのか？	特定施設入居者生活介護の指定は、施設ごとに行われるものであり、1施設の中の部屋ごと又は階ごとではありません。
7	F 特定施設入居者生活介護		現在の入居者が使用している浴場・食堂を、特定施設対象者が使用することは、可能か。	特定施設入居者生活介護の設備基準に適合する必要があります。「盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）」第220条及び第242条を参照してください。
8	F 特定施設入居者生活介護		介護職員について、時間帯又は日替りで、「有料老人ホーム担当」と「特定施設対象者担当」と区切りをつけて勤務させることは、可能か。	「盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）」第218条、第219条、第240条及び第241条並びに「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」第3の十及び十の2を参照してください。